

第1回 徳島県医療審議会 医療対策部会 (H24. 11. 16) 以降における主な修正箇所について

1. 医療対策部会における主な意見とその対応

意見の概要	修正頁	修正内容
<p>「圏域ごとの取組み」における「認知症疾患医療センター」の設置に関する記述の中で、認知症患者について「問題行動」との表現は、世話をする側からの表現であり不適切。「BPSD (認知症の行動・心理症状)」とすべき。</p>	P 46	<p>(南部圏域)、(西部圏域)ともに、下記のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症疾患における鑑別診断、地域の医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談受付等を行う「認知症疾患医療センター」の設置 認知症疾患における鑑別診断、地域の医療機関等の紹介、BPSD (認知症の行動・心理症状)への対応についての相談受付等を行う「認知症疾患医療センター」の設置
<p>「訪問看護ステーション」と「訪問看護事業所」という言葉が混在しているが、整理すべきではないか。</p>	P 68 他	<p>「訪問看護事業所」とは、「訪問看護ステーション」のほか、訪問看護を提供する病院、診療所を含むもの。限定的に「訪問看護ステーション」を指す標記を除き、「訪問看護事業所」で統一するとともに、用語解説に「訪問看護事業所」を追加。</p>
<p>「がん」、「脳卒中」等の医療体制図における「在宅療養支援」等については、担うべき医療機関に「訪問看護事業所」を加えるべきではないか。</p>	P 57 P 60 P 69	<p>「がん」の「在宅療養支援機能【療養支援】」及び「急性心筋梗塞」の「再発予防機能【再発予防】」に対応する医療機関等、並びに「がん」、「脳卒中」、「急性心筋梗塞」に係る医療体制図の「在宅療養支援」等の枠内に、対応する医療機関として、「訪問看護事業所」を追加。</p>
<p>「がん」における「周術期」の対応など、歯科医療が担うものとしては「口腔ケア」よりも「口腔管理」との表現が相応しい。</p>	P 60 他	<p>歯科医療が担うものについては、「口腔管理」で統一。</p>
<p>歯周病予防による早産の予防効果が認められている。このような考え方を周産期医療に位置付けるべきではないか。</p>	P 122	<p>「3 今後の取組み」における「(3)医療・保健・福祉の連携」の③について、下記の通り記載。</p> <p>③妊産婦や育児中の親が、喫煙・飲酒が子どもにも及ぼす影響並びに、妊娠期からの産科疾患予防の重要性を正しく認識することが重要であることから、妊娠・出生届出時の面接や妊産婦・ごんには赤ちゃん事業等乳幼児訪問、乳幼児健康診査において、市町村が妊産婦等に適切な支援を行うよう連携を図ります。</p>

意見の概要	修正頁	修正内容
<p>災害医療においては、情報の収集・伝達が重要であり、この点を考えることが重要である。</p>	<p>P 129</p>	<p>「3 今後の取組み」における「(1)平常時からの体制づくり」の②について、下記の通り修正。</p> <p>②災害発生時において、迅速かつ適確な対応ができるよう、県、市町村、災害拠点病院、災害医療支援病院、地域の中核病院、関係団体等の役割分担と連携についての医療救護活動マニュアルの整備・充実を行います。</p> <p>↓</p> <p>②災害発生時において、<u>迅速かつ適確な対応</u>・伝達をはじめとする迅速かつ適確な対応ができるよう、県、市町村、災害拠点病院、災害医療支援病院、地域の中核病院、関係団体等の役割分担と連携についての医療救護活動マニュアルの整備・充実を行います。</p>
<p>「保健医療従事者の養成・確保と資質の向上」における看護職員に関する「施策の方向」について、「職員の確保」といった明確な表現を検討してもらいたい。</p>	<p>P 208</p>	<p>「看護職員」に関する「施策の方向」の最上段に、次の文言を追加。</p> <p>「<u>必要に応じた看護職の確保、資質の向上を図るため、次のことに取り組みます。</u>」</p>

2. その他の主な修正

修正の理由	修正頁	修正内容
<p>平成24年11月20日に開催された、徳島県小児医療(救急)関係者会議において、保健医療計画における小児医療の体制図については、小児医療体制と小児救急医療体制に分けて整理すべきとの意見を頂戴したため。</p>	<p>P 115 P 116</p>	<p>次頁のとおり、小児医療については、「<u>小児医療</u>」と「<u>小児救急医療</u>」に分けて医療体制図を整理。</p>

